

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成31年茨城国体・全国障害者スポーツ大会、平成32年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、県内宿泊施設の受入体制の強化を図るため、宿泊施設の開業や既存宿泊施設の魅力向上に繋がる改修に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、茨城県補助金等交付規則（昭和36年6月19日茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」）は、別表第1のとおりとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」）及び補助金の額等は、別表第1のとおりとする。ただし、補助対象経費からは消費税、及び地方消費税相当額を除く。

(補助金交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。なお、申請書に添付しなければならない書類は別表第2に定めるものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象事業者は、補助対象事業等の内容の変更（軽微な変更は除く。）及び補助対象経費の額の変更を行うときは、補助金交付変更申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合には、補助対象事業中止（廃止）届（様式第3号）により、中止（廃止）を届け出るものとする。なお、中止（廃止）の届出があったときは、当該届出に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。
- (4) 補助対象事業者は、補助対象事業が予定期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した施設については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、利用者が快適に利用できるよう、その適正管理を図ること。
- (6) 補助対象事業が、重複する他の補助制度の交付対象となった場合は、本補助金の交付を受けてはならない。
- (7) 補助金交付申請に係る提出資料の写し及び各種通知書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (8) 事業実施後3年間は、状況報告書（様式第4号）を県に提出すること。

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請を受けた場合においては、当該申請に係る事項等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第7条の規定により、補助金交付決定通知書（様式第5号）を通知するものとする。

2 第4条第2号の規定による補助金交付変更申請を受けた場合において、変更を承認すべきものと認めたときは、補助金交付変更申請承認通知書（様式第6号）を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助対象事業者は、規則第8条により申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下げ書(様式第7号)により行うものとする。なお、申請の取下げがあったときは、当該取下げに係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

2 規則第8条第1項に規定する期日は交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(決定の取り消し等)

第8条 知事は、規則第9条の規定により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すべき事由が発生した場合には、補助金交付決定(取消・変更)通知書(様式第8号)により交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成30年3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、補助対象事業の完了の実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第11号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、精算払いとする。

2 補助金を受けようとする補助対象事業者は、補助金の額の確定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、補助金交付請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 知事は、補助対象事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件その他法令若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 規則第20条に規定する財産は補助金の対象となった宿泊施設等とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間とする。

2 補助対象事業者は、処分制限期間において補助金の対象となった宿泊施設等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第13号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、当該交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 補助対象事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を知事に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

別表第1 補助対象事業、補助対象事業者、補助対象経費及び補助金の額等（第2条及び第3条関係）

1 宿泊施設の開業等支援	
補助対象事業	茨城県内に新たに宿泊施設を開業するために行う施設の整備・改修工事に係る事業
補助対象事業者	茨城県内に新たに宿泊施設を開業する者で、補助申請年度内に、宿泊施設の整備・改修工事の完了を予定している者
補助対象要件	<p>ア 新たに開業する宿泊施設が、訪日外国人受入のための設備（Wi-Fi設備、多言語案内版等）を兼ね備えた施設であること。</p> <p>イ 平成31年度末までに、新たに開業する宿泊施設の従業員のうち、接客業に従事する全従業員が、いばらき観光マイスター認定試験を受験し、受験者の7割が観光マイスターに認定されるとともに、そのうち2割以上が観光マイスターS級に認定されるよう努めること。</p> <p>なお、観光マイスター認定状況等については、補助事業実施年度から平成31年度まで別表第1-別紙1により、毎年度3月31日までに県に提出すること。</p>
補助対象経費	<p>宿泊施設を開業するために必要となる施設の整備・改修工事のうち、以下の経費を対象とする。</p> <p>ア 建物及び設備の新設工事に要する経費</p> <p>イ 建物の改修及び建替工事に要する経費</p> <p>ウ 設備の修繕又は入替工事に要する経費</p> <p>エ 施設及び設備に付帯する工事に要する経費（案内表示看板の設置等）</p> <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とする。 ・土地の取得に係る経費は除く。 ・住宅と事業用建物が一体となっている場合、事業用部分に係る額（全体の経費に、建物の延床面積に占める事業用部分の床面積の割合を乗じて得られた額）とする。
補助金の額等	<p>補助率 補助対象経費の1/2以内</p> <p>補助上限 5,000千円</p>

2 既存宿泊施設の改修等支援	
補助対象事業	茨城県内に所在する宿泊施設の魅力向上のために行う施設の整備・改修工事に係る事業
補助対象事業者	茨城県内で旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）の規定に基づくホテル業及び旅館業を営む者
補助対象要件	<p>平成31年度末までに、宿泊施設の従業員のうち、接客業に従事する全従業員が、いばらき観光マイスター認定試験を受験し、受験者の7割が観光マイスターに認定されるとともに、そのうち2割以上が観光マイスターS級に認定されるよう努めること。</p> <p>なお、観光マイスター認定状況等については、補助事業実施年度から平成31年度まで別表第1-別紙1により、毎年度3月31日までに県に提出すること。</p>
補助対象経費	<p>宿泊施設の魅力向上を図り、新たな付加価値を生み出すために行う施設の整備・改修工事のうち、以下の経費を対象とする。</p> <p>ア 共用部（足湯、大浴場、食事処等）の新設工事に要する経費</p> <p>イ 共用部（足湯、大浴場、食事処等）の増築、改修工事に要する経費（既存の設備の機能回復を主な目的とする単なる修繕工事は除く）</p>
補助金の額等	<p>補助率 補助対象経費の1/2以内</p> <p>補助上限 5,000千円</p>

別表第2 補助金交付申請書添付書類（第4条関係）

補助対象事業	1 宿泊施設の開業等支援
添付書類	<p>ア 補助対象事業計画書（様式第1号－別紙1）</p> <p>イ 事業経費明細書（様式第1号－別紙2）</p> <p>ウ 直近2年間の貸借対照表，損益計算書（これらの書類がない場合は，最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）</p> <p>エ 設置する宿泊施設の図面及び位置図</p> <p>オ 住宅と事業用施設が一体となっている場合には，全体の延べ床面積に対する事業用部分の延べ床面積の割合が確認できる書類（平面図等）</p> <p>カ 設置に要する経費が確認できる書類（見積書，明細書等）</p> <p>キ 法人の場合は定款又は登記事項証明書（全部事項），個人の場合は住民票抄本</p> <p>ク 茨城県税の納税証明書（直近のもの，茨城県内に事務所または事業所がある法人又は事業者に限る）</p> <p>ケ その他知事が必要と認める書類</p>

補助対象事業	2 既存宿泊施設の改修等支援
添付書類	<p>ア 補助対象事業計画書（様式第1号－別紙1－2）</p> <p>イ 事業経費明細書（様式第1号－別紙2）</p> <p>ウ 直近2年間の貸借対照表，損益計算書（これらの書類がない場合は，最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）</p> <p>エ 旅館業法の許可の写し及び施設のパンフレット等</p> <p>オ 施設の図面及び位置図</p> <p>カ 住宅と事業用施設が一体となっている場合には，全体の延べ床面積に対する事業用部分の延べ床面積の割合が確認できる書類（平面図等）</p> <p>キ 工事に要する経費が確認できる書類（見積書，明細書等）</p> <p>ク 法人の場合は定款又は登記事項証明書（全部事項），個人の場合は住民票抄本</p> <p>ケ 茨城県税の納税証明書（直近のもの，茨城県内に事務所または事業所がある法人又は事業者に限る）</p> <p>コ その他知事が必要と認める書類</p>

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

補助対象事業者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印
電 話 番 号 ()

いばらき観光マイスター認定状況等報告書

平成 年 月 日現在の、いばらき観光マイスター認定状況等については、下記のとおりですので、報告いたします。

記

○ 観光マイスター認定状況等 (() 内は補助対象要件を充足するための人数)

接客業に従事 する従業員者数	観光マイスター		観光マイスターS級	
	受験者	認定者	受験者	認定者
名	名	名	名	名
	(名)	(名)		(名)

※ 補助対象要件

以下の要件を充足するように努めること。

- (1) 接客業に従事する全従業員が、いばらき観光マイスター認定試験を受験すること。
- (2) 受験者の7割が観光マイスターに認定されること。
- (3) そのうち2割以上が観光マイスターS級に認定されること。

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印
電 話 番 号 ()

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付申請書

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業について、補助金の交付を受けたいので、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象事業者名

2 補助対象事業の内容

3 交 付 申 請 額 金 _____ , _____ , _____ 円

様式第1号—別紙1（第4条関係）

補助対象事業計画書

1 事業者の概要

事業者名	(フリガナ)		
住所			
代表者		資本金又は出資金	
業種		従業員数	
売上高			
連絡先	【電話】 【FAX】 【担当者】	【E-mail】	

2 施設の設置計画

施設名			
建物所在地			
構造		収容人員等	
床面積	宿泊施設部分 (a)	宿泊施設部分以外 (b)	合計 (a+b)
	m ²	m ²	m ²
訪日外国人受入のための設備			

3 補助対象事業の内容

事業の内容	
工期 (調査事業等の実施期間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業に要する経費	

4 資金調達計画

事業に要する 経費	資金内訳		
	補助金	自己資金	借入金等
			※借入先、返済計画等が分かる資料を添付のこと

5 事業実施スケジュール

開業までのスケジュールが分かる、工程表等を添付のこと。

6 営業計画（別紙可）

対象とする顧客	
提供するサービス等の内容・特徴	
価格設定	
プロモーション方法	
収支計画	
採用計画 （地元からの雇用見込等）	
事業目標 （年間宿泊者数、稼働率の目標等）	
その他 （周辺地域との連携・地域社会への貢献等）	

様式第1号—別紙1—2（第4条関係）

補助対象事業計画書

1 事業者の概要

事業者名	(フリガナ)		
住所			
代表者		資本金又は出資金	
業種		従業員数	
売上高			
連絡先	【電話】 【FAX】 【担当者】	【E-mail】	

2 施設の概要

施設名			
建物所在地			
構造		収容人員等	
床面積	宿泊施設部分 (a)	宿泊施設部分以外 (b)	合計 (a+b)
	m ²	m ²	m ²

3 補助対象事業の内容

事業の内容	
工期 (調査事業等の実施期間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業に要する経費	

4 資金調達計画

事業に要する 経費	資金内訳		
	補助金	自己資金	借入金等
			※借入先, 返済計画等が分かる資料を添付のこと

5 事業実施スケジュール

事業完了までのスケジュールが分かる, 工程表等を添付のこと。

6 施設の魅力向上に関する計画（別紙可）

施設が抱える課題	
課題解決の方法・計画 （補助対象事業の 位置づけ等）	
補助対象事業の内容	
補助対象事業の実施 により期待される効果	
売上実績 （昨年度の年間宿泊者数, 施設稼働率等）	
売上目標 （事業実施後の年間宿泊 者数, 施設稼働率等）	
その他, 現在取り組んでい る魅力向上, 誘客促進の取 組	

事業経費明細書

①経費分配内訳

(単位：円)

経費区分	科目	事業費(税抜き)	事業明細	
			内容	事業費内訳
事業費				
小計(事業費計A)				
その他諸経費				
小計(その他諸経費計B)				
計(A+B)				
消費税(8%)				
合計				

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号 () 印

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付け観物第 号により交付決定のあった次の事業の内容等を変更したいので、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助対象事業者名

2 変更の理由

3 変更の内容

4 交付決定額 金 _____, _____, _____ 円

5 変更後交付申請額 金 _____, _____, _____ 円

6 添付書類 (1) 変更後補助対象事業計画書
(2) 変更後事業経費明細書
(3) その他、参考となる書類

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印
電 話 番 号 ()

補助対象事業中止（廃止）届

平成 年 月 日付け観物第 号により交付決定のあった次の事業を中止（廃止）しましたので、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第5条第3号の規定により、次のとおり届け出ます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

1 補助対象事業者名

2 補助対象事業を中止
（廃止）する理由

3 補助対象事業を中止 平成 年 月 日
（廃止）する年月日

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

補助対象事業者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号 () 印

状況報告書

1 補助対象事業

(1) 補助対象施設名

(2) 補助対象事業の実施年度 平成 年度

(3) 補助対象事業の内容

2 補助対象事業の効果

	平成 年度 (補助実施年度)	平成 年度	平成 年度
宿泊者数，施設稼働率			
売上高			
利用者からの声等			
その他特記事項			

観物 第 号
平成 年 月 日

様

茨城県知事

印

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けであった茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付申請については、次のとおり決定しましたので、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 補助対象事業者名

2 交付申請額 金 _____, _____, _____ 円

3 交付決定額 金 _____, _____, _____ 円

観物 第 号
平成 年 月 日

様

茨城県知事

印

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付変更承認通知書

平成 年 月 日付けであった茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付変更申請については、次のとおり承認いたしましたので、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 補助対象事業者名

2 変更前の事業内容

3 変更後の事業内容

4 変更後交付決定額 金 _____, _____, _____ 円

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印
電 話 番 号 ()

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け観物第 号で交付の決定を受けた事業について、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、申請を取下げます。

なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

- 1 補助対象事業者名
- 2 補助対象事業の
申請を取下げる理由

様式第8号（第8条関係）

観物 第 号
平成 年 月 日

様

茨城県知事

印

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付決定（取消・変更）通知書

観物第 号 平成 年 月 日付けで通知した茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付決定については、次のとおり（取消・変更）しましたので、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 取り消した部分
- 3 取り消した理由
- 4 変更前の決定の内容
- 5 変更後の決定の内容

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

補助対象事業者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印
電 話 番 号 ()

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金事業実績報告書

このことについて、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助対象事業の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 _____, _____, _____ 円
精 算 額 金 _____, _____, _____ 円

2 補助対象事業の実施期間

事業着工（開始）日 平成 年 月 日
事業完了日 平成 年 月 日

3 添 付 書 類

- ア 工事請負契約書の写し
- イ 着工前及び工事完了写真
- ウ 工事を行った者の工事完了証明書（様式第10号）
- エ 工事代金領収書又は請求書の写し（内訳明細のわかるもの）
- オ その他知事が必要と認める書類

第10号様式(第9条関係)

工事完了証明書

1 工事発注者 住所
 氏名

2 工事場所

3 工事内容

4 工事期間 工事着手日 平成 年 月 日
 工事完了日 平成 年 月 日

上記のとおり工事が完了したことを証明します。

平成 年 月 日

工事施工者 所在地(住所)
 商号及び代表者名(個人氏名)
 連絡先

印

観物 第 号
平成 年 月 日

様

茨城県知事

印

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった補助対象事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 交付決定金額
- 3 補助対象経費精算額

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

補助対象事業者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 () 印
電 話 番 号 ()

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け観物第 号で額の確定通知を受けた茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金について、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

1 補助金請求額

	千	百	十	万	千	百	十	一	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 振込指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 ()	本店・支店 支所・出張所 ()
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号	(口座番号を右詰で記入して下さい)	
フリガナ		
口座名義人		

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

補助対象事業者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

()

印

財 産 処 分 承 認 申 請 書

茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、茨城県宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類